

2025 年 度

(法 学 部)

問 題 冊 子

教 科 等	ページ数
小 論 文	14

試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。

解答の書き方

1. 解答は、すべて別紙解答用紙の所定欄に、はっきりと記入すること。
2. 解答を訂正する場合は、きれいに消してから記入すること。
3. 解答用紙には、解答と受験番号のほかは、いっさい記入しないこと。
4. 解答欄への記入は、必ず横書きにすること。

注 意 事 項

1. 試験開始の合図の後、すべて(2枚)の解答用紙に受験番号を必ず記入すること。
2. 下書き用紙は、片面だけ使用すること。
3. 試験終了時には、解答用紙を必ずページ順に重ね、机上に置くこと。解答用紙は、解答していないものも含め、すべて(2枚)を回収する。
4. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

訂 正

小論文(法学部)

問題冊子 1 ページ 下から 7 行目

(誤) その時点では・・・

(正) その点では・・・

問題冊子 1 2 ページ 上から 7 行目

(誤) 蝕まれた・・・

(正) ^{むしろ}蝕まれた・・・

問題 1 以下の文章を読んで、後の設問に解答しなさい。

日本では、非正規労働者が増加の一途をたどっている。いまや労働者の3人に1人が非正規に分類されるが、非正規労働者と正規労働者の待遇には大きな隔たりがある。低賃金で雇用保障も弱い非正規労働では生活を支えることは困難であり、ワーキング・プアの問題も顕在化している。これに対して社会保険や公的扶助などの福祉制度は、事後的に、しかも部分的に対応するのみであり、格差を防止する根本的な解決にはなりにくい。宮本太郎は、日本においては就労世帯や共稼ぎ世帯でも相対的貧困に陥るケースが多いことを指摘し、その原因として「非正規労働者の賃金条件が良くない」ことを指摘している(宮本, 2009)。特に2008年以降、非正規労働者の解雇が相次ぎ、特に日本では職を失った派遣労働者が住居もなく路頭に放り出されるなかで、雇用の格差が労働者の生活そのものに決定的な落差を生んでいることが明らかとなった。

このような雇用と格差の問題を考えると、注目されるのがやはりオランダである。オランダでも近年、パートタイム労働者・派遣労働者などの非典型労働者が大幅に増加しており、特にパートタイム労働者(週あたりの労働時間が35時間未満)は全労働者の約半数に迫り、「世界中でオランダほどパートタイム労働の多い国はない」(Merens, 2008)と評されるほどである。とりわけ女性労働者の74%がパートタイムで働いており(2006年時点)、これはEU15カ国の平均値(41%)を大きく上回っている。

この非典型労働の広がりを見る限り、オランダが雇用の不安定化、労働市場の分断、所得格差の拡大といった問題に直面していてもおかしくない。

しかし、オランダでは、パートタイム労働が急速に広がっているここ10年余りをとっても、格差はあまり拡大せず、その時点ではOECD諸国のなかでも格差の小さい国として位置づけられる(2000年代半ばのジニ係数は0.27であり、OECD30カ国のうち低い方から8番目である)(OECD, 2008)。しかもオランダの場合、福祉制度を通じた移転支出はもともと北欧諸国に比べて少なく、近年はむしろ減少している。このことから、福祉を通じた再配分を強化して格差の拡大を防いでいる、とみることもできない。

(中略)

オランダでは1990年代以降、非典型労働者の保護規定が大幅に拡充された。ことパートタイム労働者と派遣労働者についてみれば、正規労働者と均等、あるいはそれに近い地位を獲得するに至っている。

まず1996年の「労働時間差別禁止法」は、労働時間の違いに基づく労働者間の差別を禁止した。これによりパートタイム労働者は雇用保護や賃金をはじめとする労働条件につき、基本的にはフルタイム労働者と均等、あるいはそれに準ずる待遇を保障された。その結果、フルタイム労働者が労働時間を減らしてパートタイム労働に移行しても、待遇の大幅な悪化を招くことはなく、労働者としての権利が継続的に保護されることになった。現在、オランダのパートタイム労働は法的保護の貧弱な日本のパート労働と異なり、「短時間正社員」とみる方が実態に近い。

そして2000年7月に施行された労働時間調整法は、労働者に労働時間の短縮・延長を求める権利を認めた画期的な立法である。これにより、ライフスタイルに応じた労働時間の選択が労働者の権利として認められたのである。たとえば育児や介護で忙しい時期には勤務時間を短縮し、仕事に専念可能になれば通常労働に復帰し、あるいは労働時間を増加させて収入を確保する、というパターンも可能である。そしてフルタイム・パートタイム間の差別が禁止されたことから、労働時間を短縮したがゆえに解雇やリストラといったリスクを背負い込むという問題もなく、「安心」して労働時間の増減を実現することができる。

労働時間変更の申請を労働者が提出した場合、使用者がこれを拒否するには十分な理由を示すことが必要とされる。立証責任を使用者に負わせたことにより、労働者の申請が認められる可能性は高い。たとえば労働時間を短縮する申請を拒否するには、使用者は当該労働者の労働時間の減少にともなう代替要員の確保が困難であるなど、重大な問題が発生することを明示しなければならない。現実はこの制度の運用が始まって以降、労働時間の短縮や延長の申請の大半は、使用者によって認められている。

また派遣労働者についても、1999年のフレキシキュリティ法などの保護措置によって、正規労働者に準ずる保護が与えられている(Bekker and Wilthagen, 2008)。以上のようなさまざまな権利を保障されたオランダのパートタイム労働者や派遣労働者は、依然として「非典型労働者」であるにせよ、「非正規労働者」のカテゴリーに入れることはもはや適切ではない。

そして非典型労働者間の「正規化」を進めたオランダの状況は、日本のような、正規労働者／非正規労働者の分断と後者の大幅な増大、ワーキング・プアの出現、「派遣切り」など、非正規労働者をめぐる問題が「格差社会」と結びついて深刻化している状況とは、かなり対照的である。オランダでは、非典型労働者を含む就業者の多数に幅広く雇用の安定を保障して網をかけることで、労働者間の分断やワーキング・プアの増大を抑止し、格差の拡大を防ぐことに一定程度成功しているといえる。

(中略)

オランダでパートタイム労働が一般化したのは、実は近年のことである。1960年代ごろまでオランダでは、男女の性別分業意識の根強さを背景に、男性は家計支持者としてフルタイムで働き、女性は家で家事育児に専念するパターンが一般的だった。パートタイム労働はむしろ例外的な労働形態とみなされていたのである。50年代後半ごろから大企業において、既婚女性をパートタイム労働者として雇用する例が増え始めるが、それでも当初は抵抗感が強かった。オランダを代表する企業であるフィリップス社が出した1960年の報告書によると、6歳未満の子どもを持つ女性は採用しないこと、就学児のいる女性についても採用に慎重を期すことが定められていたという(Merens, 2008)。また1957年まで、中央政府における既婚女性の労働を禁ずる法律が存在していた。国家公務員として働く女性は、結婚と同時に退職を強いられていたのである。世論調査によると、就学児を持つ母親の就業に抵抗感を持つ人の比率は、1965年の時点で84%に達していた。

1960年代に入ると、社会意識の変化、企業のパートタイム労働需要の増加などを背景に、既婚女性を中心にパートタイム労働者が増加していく。特に社会意識の変容は著しく、就学児を持つ母親の就業に抵抗感を持つ人の比率は1970年には44%にまで減少し、わずか5年間で半減している。女性解放運動などの社会運動が活性化するなかで、人々の性別分業意識も大きく変化したといえる。70年代後半になると、政府もパートタイム労働を促進する姿勢を明らかにしていく。パートタイム労働は女性解放に資するだけでなく、石油危機後の失業率の急増という状況のもと、雇用を分かち合うことで、失業を抑制することが期待されたのである(Merens, 2008)。

とはいえ、パートタイム労働の社会的・経済的な役割が本格的な注目を集めたの

は、1980年代のことである。それまで労組は、基本的にパートタイム労働に否定的だった。パートタイム労働の導入は、企業がフルタイム労働者をリストラするための^{てい}体のいい口実とみていたからである。

転機となったのは、やはり1982年のワセナール協定だった。前述のようにこの協定は、基本的には雇用情勢の悪化を受けたいわゆるワークシェアリング、すなわち労働時間短縮と賃金抑制を柱とした包括合意だった。しかしそこで同時にパートタイム労働の促進によりワークシェアリングを補完する方向が示されたことで、パートタイム労働の広がりには弾みがついた。

まず政府は、政府機関や公的セクター(医療・福祉・教育など)におけるパートタイム労働者を積極的に採用するとともに、1987年には、被用者保険についてフルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を実現させた。これにより、パートタイム労働者もフルタイム労働者と同様、失業保険などの被用者保険について所得に応じた保険料を負担し、保険給付の権利を得ることになった。

特に労組は、パートタイム労働者を正式に「労働者」として認知し、その保護を積極的に進めていく。社民系のオランダ労働組合連盟(FNV)は、フルタイム労働を標準とみなす従来の発想を転換し、多様な就労形態を公式に認める(水島, 2009)。これと並行してオランダ労働組合連盟は、組織戦略を1986年前後に見直し、労組内部で存在感の薄かったパートタイム労働者やサービスセクター労働者にも広く網をかける方向に転換した。その背景には、従来労組を支えてきた製造業のフルタイム労働者が減少し、パートタイム労働者が増大するなかで、パートタイム労働者、女性労働者、サービス産業の労働者など、新たなカテゴリーの労働者にアプローチしていかなければ労組自体の基盤が危うくなる、という危機感があった。

オランダは、先進国でも有数のサービスセクターが発達した国であり、パートタイム労働の大幅な拡大の舞台もサービスセクターだった。特に小売業では、1990年代以降大幅に増加した雇用のほとんどがパートタイム労働者の増加によるものであり、フルタイム労働者の絶対数はあまり変化していない。小売業の女性労働者におけるパートタイムの割合は80%に達し、男性労働者でも50%を占めている(Salverda et al., 2008)。サービス業のパートタイム労働者を取り込めるかどうかは、長期低落傾向にあった労組にとって死活問題だったといえよう。

そこで労組側は、労働協会における労使間の中央交渉でパートタイム問題を積極的に取り上げ、また各企業のレベルでもパートタイムに関する規定を要求する。その結果、パートタイムに関する規定を持つ企業の比率は1990年の23%から、96年の70%へと大幅に増加する。このように労組がパートタイム労働者の保護と組織化を進めたことで、80年代中葉を底としたオランダ労働組合連盟の組合員数も増加に転じ、その後20年で約3割の増加をみている(van der Velden, 2005)。経済のサービス化、雇用形態の変容に、労組がある程度柔軟に対応した例といえるだろう。

1990年代になると、企業側のパートタイム労働者に対する需要はあっという間に高まった。それまで厳しく規制されていた商店の営業時間が1996年に一定の自由化をみ、夜間および日曜日における営業が増加したことも、その一因である。

このような状況のもと、1990年代後半までにフルタイム・パートタイム間の差別撤廃が実現する。パートタイム労働者の産業別年金への加入が全面的に認められ、税制改革によってパートタイム労働者を抱える家計が不利にならない仕組みが導入された。その延長上に、前述の1996年の労働時間差別禁止法、2000年施行の労働時間調整法がある。これによりパートタイム労働が正規化されるとともに、フルタイム・パートタイム間の相互移動を認め、ライフスタイルに応じた労働時間の選択を可能とする仕組みができあがったのである。

(中略)

バルケネンデ政権下の移民政策においては、1990年代までのオランダの政策を特色づけてきた「多文化主義」と決別し、「市民化」という名の統合政策によって、オランダ社会・オランダ文化への統合を強調する姿勢が明確である。従来のようにオランダ文化と他の文化を並列するのではなく、歴史的に形成されてきたオランダ文化の「本質的な特徴」を学んでいく必要があるというのである(Nekuee and Top, 2006)。そこで移民に対して求められるのは、何よりもまずオランダ語を習得し、オランダ社会の価値観を身につけることであり、移民は自己の責任においてこの「市民化」を進めていかなければならない。

第2次バルケネンデ政権で移民政策の厳格化を中心となって進めたのは、司法省で監獄・矯正施設行政などを担当した経歴を持つリタ・フェルドンク外国人問題・統合

担当大臣(自由民主人民党)である。彼女は「鉄のリタ」との異名をとって、バルケネンデ内閣の掲げる移民・難民政策の転換を象徴する人物となった。

まず、2006年3月に施行された「外国における市民化法」は、結婚や家族招致などでオランダに入国する移民に対し、入国以前にオランダ語と「オランダ社会に関する知識」の試験を受けることを義務づけている。移民を希望する者は、自弁でオランダ語などに関する学習を行ったうえで、自国のオランダ大使館で試験を受けることになる。特にホスト国の社会についての知識を要件としたことは、国際的にも例外的だった。入国希望者らは、「Nederlandの意味は何か」(正解は「低い土地」)、「オランダの首都はどこか」(正解は「アムステルダム」)といった質問に答えるべく、相当の時間を勉強に割くことが求められている。これにより、彼らの「入国後の統合プロセスが円滑に進む」ことが期待されるという。

次に、2007年1月に施行された新「市民化法」は、すでにオランダに定住している移民も含め、オランダ在住の外国人に新たに「市民化義務(inburgeringsplicht)」を課すものであり、これによりオランダの移民政策の厳格化は新たな局面を迎えた。この法律により、継続的にオランダに居住する16歳以上65歳以下の外国人は、オランダで義務教育を8年間受けた場合などを除いて、基本的に全員がこの市民化義務に基づき5年以内に市民化試験の合格を求められることになったのである。しかも市民化試験の準備のために受講する講座の費用は自弁であり、3年以内に試験に合格した場合にのみ費用が払い戻されるとされた。

以上のような政策転換の結果、以後オランダに移住する移民は、まず「外国における市民化法」により本国で試験を受けたうえで、入国後も「市民化義務」に基づいて市民化試験の合格に努めなければならない。2段階の関門を突破することで、ようやくオランダの「市民」として公的に認知されることになるのである。ただ留学生や有期雇用労働者、欧米諸国出身者などは入国前の試験を受ける義務が免除されている。主たるターゲットはやはりイスラム諸国出身の移民であり、オランダで生まれた移民2世・3世と結婚することによって本国から移住してくるイスラム教徒女性などが念頭に置かれている。「オランダ社会に関する知識」の試験には、単純に知識を問う問題のみならず、オランダ的な「価値規範」を前提とする問題も含まれている。移民に「市民化」を迫ることで、「市民化」を望まない、あるいはその能力がない者には市民権を与

えない、という姿勢が明確に現れている(ただしトルコからの移民については、裁判所の判決を受けて 2011 年に市民化の義務が免除された)。

不法就労者や不法滞在者に対する取締りも格段に強化された。不法就労者を雇った企業は 1 人あたり 8000 ユーロ(日本円で 100 万円強)の罰金が課されることになり、労働監督署による摘発が相次いでいる。

他方で、「歓迎すべき」外国人に対しては、むしろその流入を容易にする政策が進められている。

そもそも経済のグローバル化と産業構造の変容のもと、ヨーロッパ各国では質の高い人的資源への需要が高まっており、国際競争力の強化に貢献する技能移民については移入を促進する、選別的な移民政策への転換が進んでいる(久保山, 2005)。オランダでも 2004 年、一定額以上の賃金所得(4 万 5000 ユーロ以上)を得る見込みのある外国人については、「知識移民(kennismigrant)」として他の外国人と区別したうえで、手続きの省略、滞在期間の延長などの優遇措置が導入された。また知識移民を雇う使用者には雇用許可申請を不要とすることで、使用者・労働者のいずれにも魅力的な制度となっている。

一般の移民や難民、不法就労者に対する規制を大幅に強化する一方、多国籍企業のエリート社員のような、オランダに有能な人的能力と税収をもたらす人材の入国を促進することで、移民の「選別」が進んでいるのである。

出典：水島治郎『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』(岩波書店, 2019 年)。なお、出題にあたって、文章の一部の表現を省略および変更している。

設問 1 オランダでは、格差の拡大を防ぐために、どのような取組みが行われているか。日本の状況と対比しながら、その特徴を 200 字以内でまとめなさい。

設問 2 問題文の内容から、オランダにおける格差拡大の防止に向けた取組みと移民政策との共通点およびその理由を 500 字以内で述べなさい。

問題 2 以下の文章を読んで、後の設問に解答しなさい。

代表制度の改革の狙いは、代表制度を再び民主主義の理念に奉仕する制度に作り直すことにある。では、その改革の手掛かりはどこにあるのだろうか。ここでは、シュンペーター^(注1)の民主主義モデルを検討することから始めよう。

シュンペーターが提起した民主主義モデルは、しばしば「競争的民主主義」(シャピロ, 2010)と呼ばれてきた。しかし、その内実は、政治エリートによる寡頭的支配を実現するための代表制度の構想という点にある。

実のところ、現代の代表制民主主義は、シュンペーターのモデルにますます似通ってきているように見える。民主主義の理念から切り離され、執行権力を行使する代表者が民主的なコントロールから自立しつつあるからだ。そこで、彼のモデルを参照することで現代の代表制度に欠けているものがいったい何であるかを類推してみたい。

シュンペーターのモデルを簡単に説明してみよう。それは、まず、ルソー的な民主主義理論、すなわち、ある政治体に共有された利益としての「公益」—ルソーの一般意志であり、規範的な政治学ではしばしばそれは共通善とも呼ばれる—を想定する古典的民主主義学説を否定することから出発する。公益なるものは、そもそも存在しない。仮に存在したとしても、それを発見し表明する方法などないし、有権者もその表明に必要な自立性や能力、技量を持ち合わせていないとシュンペーターは指摘する。だとしたら、公益にせよ、一般意志にせよ、存在しえないものに依拠する古典的民主主義学説など、机上の空論にすぎないことになる。このように古典的民主主義学説を退けた上で提示されるモデルが、政治決定を行う上でのリーダーシップを獲得するために、代表者たちが有権者の支持を求めて行う「競争的闘争」というものである。ここに表れているのは、競争こそ民主主義の本質だという理解だ。

さらに、このモデルの核心には支持を求めての競争がある以上、その具体的な手続きは選挙ということになる。ここから、シュンペーターが民主主義を代表制度と同一視していることもおのずと分かる。なぜなら、選挙とは代表制度を構成する一手続きだからだ。むろん、代表制度と民主主義との間には何ら本来的な関係がないことは本書で繰り返し指摘してきた通りだ。

シュンペーターは民主主義の本質を競争と見なすことで、民主主義を有権者が信任

もしくは不信任を表明する選挙の機能に切り詰めてしまう。(中略)こうしたモデルの最大の問題は、政治エリートによる政治権力の私物化や専制の可能性を防ぐことができるかどうかにある。

もちろん、この問いに対する回答は否定的なものとならざるをえない。その理由としてまず指摘できるのが、選挙が常に競争的であるとは限らないことだ。それが競争的であるためには、多くの条件が必要となる。例えば少なくとも候補者が二人以上必要であるし、その候補者間の経済的な力、あるいは社会的な力がある程度均衡している必要もある。選挙制度のあり方によって競争の度合いは異なってくる。また、競争が行われる外部環境、例えばメディアの中立性も不可欠だ。

さらに、選挙時の競争だけでは、代表者の行為を監督するには不十分であるという理由もある。これらは多くの権威主義体制においてだけでなく、現代の民主主義諸国でも実際に観察されている事態(中略)だといえよう。つまり、代表者は選挙と選挙の間の任期中に民主主義を破壊してしまうことは可能なのだ。

しかし、最も看過できない問題は、シュンペーターのモデルでは選挙が、そもそも政治エリートを民主的にコントロールするという目的ではなく、もっぱら政治エリートに政治的決定権力を占有させることを、したがって、そのリーダーシップを民主的コントロールから解放することを目的にしていることにある。ここから、シュンペーターのモデルでは、政治エリートによる権力の私物化や専制の可能性を防ぐことは困難であると考えられるのである。

民主主義を競争＝選挙とすることで政治エリートのリーダーシップを民主的なコントロールから解放すること。これがシュンペーターのモデルの狙いであった。そんな彼のモデルに欠けているものを考えることで、政治エリートとしての代表者を民主的なコントロールの下に置く手掛かりの見当をつけることができる。これについては、シュンペーターのモデルに対して繰り返されてきた批判が参考になる。それによれば、シュンペーターのモデルには、二つのきわめて重要な政治的活動が欠如している。その一つが市民の参加であり、もう一つが市民の間での熟議である。

そこで本章では、代表制度に市民参加と熟議という活動を組み込むことで、現行の代表制度を民主主義の制度として再建するための実行可能な具体策を検討する。その際、市民という言葉を多用する。民主主義のイノベーションでは、人びとは公共の制

度を利用しつつ、特に政治的活動にコミットする主体としての役割、すなわち市民としての役割を担っているからだ。そこで、まずは具体策を評価するための三つの観点を提起することから始めよう。

どのようにして権力の私物化を禁じ、専制政治に対抗するのか

代表制度の改革では、何より、権力の私物化を禁じ、専制政治に対抗するための具体的な取り組みにフォーカスする必要がある。(中略)近代に誕生した民主的な代表制度の核心には、人民主権論に基づいて立法権力が法律をととして政府による権力行使—執行権力の行使—を民主的にコントロールするという構想が存在していた。そして、その構想を政党と選挙によって具体化することで、反私物化による専制政治への対抗という民主主義の理念が実現すると考えられた。しかし、こうした試みを成功させる条件は喪失されており、もはやうまくいかない。したがって、政党政治の下での選挙に加えて、市民参加と熟議をベースにした新たな取り組みが、私物化を防ぎ専制に対抗するために不可欠となっている。

多くの民主主義国ですでに着手されているそうした試みを参考にすると、現行の代表制度をさらに民主化する取り組みには二つの方向性があることが分かる。第一が、重要な決定に市民が直接参加することによって、市民の政治的決定権力を強化する方向性である。第二が、市民が直接、代表者を監視し、説明責任を果たさせるという方向性だ。代表者の民主的コントロールはこれらの二つの方向性で強化され始めている。

国家の独立などの主権に関わる決定や憲法改正、選挙制度改革など政治的な重要度がきわめて高い争点に関して市民の声を直接聞くという取り組みは近年、増えている。しかも、国家や州といった大規模な政治体において実施され始めている。これは第一の方向性に従った取り組みだ。2014年のスコットランドのイギリスからの独立を問うた住民投票やEUから離脱の是非をめぐり2016年に実施されたイギリス国民投票—いわゆるブレグジット—は日本でも話題となった。ただ注意すべき点がある。近年のそうした試みの中のいくつかのものは、代表制度を迂回し、市民の生の声を直接政治的決定に反映させようとしているだけではないということだ。そこでは、十分な情報に基づいた議論を経た上での理に適った市民の判断を政治的決定に反映させようとしている。このため、レファレンダムを実施する前に市民間の熟議の手続きが設

けられている事例が少なくない。また、たんに代表制度を迂回するのではなく、政治家たちと協働し、代表制度を活用する工夫もそこには見られる。いずれにせよ、この方向性は、現行の代表制度では近代民主主義の人民主権的構想を十全に実現することが不可能となったという現状認識から生じている。その上で、主権者の意思に基づいて政治を行うというこの核心的構想が、新たな仕組みで再活性化されているといえる。

第二の方向性は、いわゆる「カウンター・デモクラシー」(ロザンヴァロン, 2017)と関連する。カウンター・デモクラシーとは、代表制度への全般的な不信が行き渡った現代において、政治権力を行使する者たちを投票以外の方法で民主的にコントロールするための制度や活動を意味する。それは、監視、差し止め、そして審判の三つの形態から構成されている。これらの形態は、古代アテナイの民主主義を支えた 500 人評議会や民会、そして民衆裁判所に確認できるものである。他方で、近代以降の民主主義では、政府から独立した専門家委員会や民間のさまざまなアドボカシー・グループ—専門的な政策提言をしたり、ロビー活動をしたり、メディア・キャンペーンをしたりする利益集団—、市民組織による監視活動や、ストライキやデモによる直接行動による拒否権の表明、弁護士や市民による行政裁判の実施などが盛んに行われてきた。これらの活動は、政治権力を行使する者に対して情報公開と説明責任を課し、政治責任を明確にさせ、必要があれば処罰を迫る。世論に対して常に敏感であるように代表者に対して求めることによって、民主的コントロールの強化を目指しているのだ。

このように、現行の代表制度を民主主義の制度として再建するための実行可能な具体策は、何よりも権力の私物化を禁じ、専制政治に対抗するためにどの程度有効なのかという観点から検討される必要がある。

どのようにして共有のものを取り戻すのか

代表者を民主的なコントロールの下に置くための新たな取り組みを行うことで、政治という共有のものの私物化を防ぐ。これだけで、代表制度の改革を終わりににはできない。異なる人びとの間に、協働の機会や枠組みを提供することも重要な任務となる。

すでに論じたように、新自由主義化した多くの民主主義国では、代表制度が機能不全に陥ることで政治の私物化が進んでいるだけではない。新自由主義によって社会が私物化されているのだ。すなわち、新自由主義は、年齢や性別、所得、民族、宗教な

どを異にする人びとが、ともに暮らしていくために不可欠な共有のものを市場で売り買いされる商品に貶めることで破壊し尽くした。この結果、匿名の人たちの間の相互依存関係としてイメージされた社会は消失してしまった。それに代わって現れたのが、万人の万人に対する競争としてイメージされた社会であった。そんな社会の中で相互に反目し合い、孤立し、惨めになっていった人びとにとって、共通の問題に対する連帯や協力の余地はほぼ存在しない。

こうした現状を前にして、代表制度に接続される新たな取り組みには、蝕まれた共有のものへの働きかけが含まれるべきだ。元来、民主主義の信奉者たちが富者や権力者の支配から死守しようとしてきたのが共有のものであった。そしてその信奉者たちによれば、共有のものによって可能となるのが、民主主義の根源的な価値、すなわち、自由であった。とするなら、細分化され、互いに反目し合う現代の人びとの間に共有のものを復活させようとする働きかけが、代表制度を民主主義の制度として再建する際に避けて通れない課題となっても何ら不思議ではない。

(中略)

では、(中略)共有のものを取り戻そうとする努力は、どのように行われるべきなのか。そこで重要となるのが、人びとの間の差異をあらかじめ排除したり、事後的に克服されたりする対象として見るのを控えることだ。その上で、共通の課題を遂行すべく異なる人びとが集まり、一緒に活動する協働の機会や枠組みを模索することである。

この協働こそ《差異化された共有のもの》が、構築されるかもしれないその可能性にとって絶対的な条件といえる。なぜなら、異なる人びとが市民として出会い、互いを知ることになる協働の枠組みや機会がなければ、現代に相応しい共有のものの構築の可能性などそもそも探求のしようもないからだ。もちろん、仮に構築されたとしても、その共有のものは限られた市民の間での、束の間のものかもしれない。むしろ、そもそもそうした程度のものさえ構築できるとは限らない。しかし、いずれにせよ、多元性の事実を前にしたとき、共有のものへの働きかけはこうしたアプローチをとらざるをえない。

こうして、代表制度に接続される新たな取り組みのもう一つの任務が明確になる。それは、共有のものを想像＝創造するためには欠かすことのできない、協働の機会や

枠組みを提供することである。

(中略)

なぜ、エンパワーメントが必要になるのか

代表制度の改革には、市民の参加と熟議が組み込まれるとなると、選挙で投票して終わりという現行の代表制度よりも、市民が政治で果たす役割や労力は増大する。このため、改革された代表制度がその機能を十全に発揮しうるかは、これまで以上に市民のパフォーマンスにかかってくることになる。ここから、こうした改革に対しては必ずといってよいほど次のような二つの批判が投げかけられる。

まず一つは、市民のコミットメントに関わる批判だ。多くのデータが示すように、現代の民主主義諸国の有権者はそもそも政治に参加する意思などない。半数近くの有権者はたかだか選挙に参加することさえ拒否をしているのが実情だ。その理由は、忙しかったり、時間の無駄と見なしたりと人それぞれかもしれない。あるいは、ただ関心がないだけかもしれない。しかし、いずれにせよ、実情に鑑みるなら、代表制度の改革が求めるような、より多くの参加などそもそも不可能だという批判だ。

もう一つは、市民の資質に関わる批判だ。それによれば、エリート以外の大多数の普通の人びとは、日常生活を営む以外の能力、特に公共的な活動に携わるのに必要な能力を欠いているため、そうした人びとを政治に関与させることはむしろ有害となるというものだ。このエリート主義的見解は古代ギリシアから現代に至るまで、綿々と生き続けている。先に参照したシュンペーターのモデルからも分かるように、可能な限り市民の参加と熟議を制限する方向でなされる代表制度の擁護論のほとんどが、どのような理屈を持ってこようが、こうした愚民論的見解を根底に据えていることは疑いようがない。すなわち、政治はエリートあるいは専門家の仕事であって、愚かな素人は手を出すなというわけだ。

以上の二つの批判には数多くの反論が民主主義の信奉者からなされてきたが、ここではそれらを参照することは控えよう。その代わりに、これらの批判から出発する。すなわち、現代の民主主義諸国の有権者のほとんどは政治に参加し熟議をしようとする関心もなく、そのために必要となる知識も能力もないという批判をひとまず受け入れよう。その上で、もはや役に立たなくなりつつある代表制度を前にして、ただ手を

こまねいているのではなく、改革しようとするなら何が必要になるかを考えてみよう。

その答えは明らかだ。政治に対する関心を喚起させること、政治争点を理解し解釈するための情報を提供すること、他人との協働をとおして政治的有効性感覚 (political efficacy) ^(注2) を育成させること。これらが必要となる。ただ、はっきりしていることがある。それは、現行の代表制度における選挙に限定された政治参加だけでは、これらは望むべくもない、ということだ。選挙権だけ与えて、普段の生活の範囲内で情報を収集し、せいぜい家族や友人と意見交換して、期日までに投票しなさいというのは、十分な情報も有効性感覚も得られる可能性はほとんどないに違いない。

だとすれば、関心を喚起させ、情報を提供し、有効性感覚を付与するよう仕組みや働きかけ、すなわち、人びとを市民としてエンパワーする仕掛けを綿密に設計し手続き化した上で、既存の代表制度に組み合わせればよいのだ。

(注1) ヨーゼフ・アロイス・シュンペーター (Joseph Alois Schumpeter) : 経済学者

(注2) 個人の政治的行動が政治過程に影響を与えているか、もしくは与えることができるか否かに関する感覚

出典：藤井達夫『代表制民主主義はなぜ失敗したのか』(集英社新書，2021年)。なお，出題にあたって，文章の一部の表現を省略および変更している。

設問 1 筆者は、シュンペーターの民主主義モデルについてどのように評価しているかを 300 字以内で説明しなさい。

設問 2 筆者は、現行の代表制度改革に関わる具体策を評価するため、三つの観点を提起した。これら三つの観点を整理した上、そのうちの一つの観点を選び、具体的な改革案を 500 字以内で述べなさい。